

令和 9 年度以降の市民事業支援制度について

1 補助金卒業団体へのアンケート結果等

(1) 目的

補助金卒業団体から、補助金制度について意見を伺い、より効果的な制度を検討するため。

(2) 対象

市民事業支援補助金を交付した 53 団体(解散済、連絡が取れない団体を除く)

(3) 実施方法

電子メール又は郵送によるアンケート

(4) 実施期間

令和 7 年 6 月 30 日 (月) ~ 令和 7 年 7 月 31 日 (木)

(5) アンケート項目

- ・ 団体名
- ・ 補助金を知ったきっかけ
- ・ 補助金活用後の変化・効果
- ・ 補助率、補助上限額が事業規模や必要経費に対して妥当だったか
- ・ 補助期間は妥当だったか
- ・ 補助対象経費は妥当だったか
- ・ 申請に関する手間や負担感
- ・ 補助金制度の改善点
- ・ これまでに利用して良かった補助金制度
- ・ 補助金制度以外で御意見

(6) アンケート結果

アンケートを送付した 53 団体のうち 18 団体から回答をいただいた。詳細は参考資料 3 を参照。

2 市民事業専門委員会委員の意見(令和 7 年 9 月 13 日意見交換)

(1) 補助率・補助上限額について

- ・ もり・みず補助金制度を設立した当時は、最終的には市民団体の自立を促すためのステップになるようにと補助率などを定めたと記憶している。
- ・ 自立してもらおうというのは理想論で、自立よりも活動を継続してもらいたい。補助金を交付した団体で、解散してしまった団体も多い。
- ・ 市民団体に自立を求めても難しいと思う。
- ・ 森林整備は特に継続が大事。市民活動として継続してくれていることに対して支援を長く続けたいが、予算に限りはあるため、最初の 3 年は補助率を高めを設定し、その後は補助率を低めに設定し、ずっと活動を続けてくれている団体には何かしらの支援を続ける制度にしていきたい。

(2) 補助期間について

- ・ 補助期間を長く設けたほうが、団体は安心して活動ができる。

- ・補助金の交付期間にインターバルを設けるのもありだと思う。例えば、補助金終了後3年経った団体は、再応募できるような条件を設けても良いのではないか。
- ・現行制度は、スタンドアップとスキルアップという部門分けをしているが、スタンドアップで3年や5年活動をした団体は、補助期間を更新することができる制度が望ましい。スタンドアップからスキルアップ部門への移行は現行でも可能だが、団体の活動を継続しつつ、さらに新しい活動を行わないと補助金がもらえないという制度は良くないと感じた。同じ活動でも継続してもらうことに意義がある。

(3) 補助対象経費について

- ・熱中症対策としての飲料は認めてほしいというアンケートの回答もあり、必要経費だと思う。
- ・一般県民の視点からすると飲料を対象経費とするのはどうかと思う。熱中症対策というのは理解できるが、水は自分たちで用意できるのではないか。

(4) 申請に関する手間や負担感について

- ・3月に精算払いを行う制度であれば、9月の中間報告の時点で領収書の提出を求めるのは、やりすぎかと思う。活動の進捗状況を報告してもらうぐらいにしているのではないか。
- ・アンケートで、プレゼンが大変という意見があったが、プレゼンをあれだけ大々的にやる必要があるのか。たしかにプレゼンを聞いて、不採択にした団体もあるため、大事だとは感じるが、団体がプレゼンにかかる手間は大きい。
- ・プレゼンに関してはやったほうが良い。公金だから、プレゼンを行い、審査すべきである。
- ・公金だから大事という意見もわかるが、予備調査、1次審査を経てプレゼンを行っている。第三者がきちんと審査を行い、予備調査、1次審査で問題がなければ、採択でもおかしくはない。現行のプレゼンのやり方を簡素化できないか。
- ・プレゼンまで行わなくとも、審査で委員が気になった部分を質問する会にして、団体の負担を軽減するのはどうか。

(5) 補助金の交付時期について

- ・概算払いを行うと、後の精算が団体も事務局も大変。年度末に結果の精算払いがお互いにすっきりして、手続きも少なくて済む。
- ・1年間建て替えなければならないというのは、団体にとって負担ではないか。
- ・中間報告を受けた分支払うような部分払いだと団体は助かるのではないか。

(6) 補助事業について

- ・新しい5か年計画では、事業内容も変わるはずなので、実行5か年計画の素案を見てから考える。

(7) 資機材の更新について

- ・活動を継続してもらうことを考えると、資機材の更新は必然的に避けられない。
- ・資機材の耐用年数に応じて更新をできようとしたら良いと思う

3 令和9年度以降の市民事業支援制度（案）

（1）【スタンドアップ部門】補助期間：3年

申請区分		補助上限額	補助率	対象経費
①特別対策事業に類する事業	森林の保全・再生事業 (間伐、枝打ち、下草刈、植樹等)	整備面積に応じて 10万円～50万円	10/10以内	事業の実施に 直接要する 経費 注：食糧費は 補助対象外で す。
	間伐材の利活用促進事業 (間伐材を利用した製品の製作等)	50万円		
	河川・地下水の保全・再生事業 (河川の浄化対策、地下水かん養対策等)			
	その他の特別対策事業 (水環境モニタリング等)			
②普及啓発・教育事業 (植樹や間伐の体験教室、児童・生徒への水源環境教育等)		20万円	1/2以内	
③調査研究事業 (水質、河川生物、樹林地、湧水の調査)		50万円		
④資機材の 購入	特別対策事業に類する事業	累計20万円	10/10以内 ※1	
	普及啓発・教育事業又は調査研究事業	※1 ※2	1/2以内 ※1	

※1 チェンソーや刈払機など高度な技術や資格等を必要とする機材は、補助対象外です。

※2 過去の補助金額（実績）を累計した金額が上限額となります。

（2）【スキルアップ部門】補助期間：5年

申請区分		補助上限額	補助率	対象経費
①特別対策事業に類する事業	森林の保全・再生事業 (間伐、枝打ち、下草刈、植樹等)	整備面積に応じて 20万円～100万円	8/10以内	事業の実施に 直接要する 経費 注：食糧費は 補助対象外で す。
	間伐材の利活用促進事業 (間伐材を利用した製品の製作等)	100万円		
	河川・地下水の保全・再生事業 (河川の浄化対策、地下水かん養対策等)			
	その他の特別対策事業 (水環境モニタリング等)			
②普及啓発・教育事業 (植樹や間伐の体験教室、児童・生徒への水源環境教育等)		40万円	1/2以内	
③調査研究事業 (水質、河川生物、樹林地、湧水の調査)		100万円		
④資機材の 購入	特別対策事業に類する事業	累計50万円	8/10以内 ※1	
	普及啓発・教育事業又は調査研究事業	累計20万円	1/2以内 ※1	

※2 過去の補助金額（実績）を累計した金額が上限額となります。

(3) 審査方法について

〈現行〉

- ① 予備調査
- ② 1次選考 ※書類選考
- ③ 2次選考 (公開プレゼンテーション)



- ① 予備調査
- ② 1次選考
- ③ 2次選考 (市民事業専門委員による対面での質疑応答)

(4) 申請書類について

第101回市民事業専門委員会において議論。
(申請書類に関しては、参考資料5のとおり)

(5) 事業実施状況報告(中間報告)について

〈現行〉以下の書類の提出を10月までに求めている。

- ① 事業実施状況報告書(9月末締め)
- ② 中間収支計算書(9月末締め)



メールによる活動状況の確認

(6) 実績報告について

事務局において見直しを行い、簡素化可能な部分があれば簡素化に努めます。

(7) 補助金の支払い時期

現行と同様の扱いとする。

〈現行〉

第17条 補助金の交付は原則として精算払とする。ただし、知事が必要と認めた場合は、概算払ができる。

- 2 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、水源環境保全・再生市民事業支援補助金概算払請求書(第21号様式)又は水源環境保全・再生市民事業支援補助金精算払請求書(第22号様式)を知事に提出しなければならない。

(水源環境保全・再生市民事業支援補助金交付要綱抜粋)

4 今後のスケジュール

- | | | | |
|------|----|-----|-------------------|
| 令和7年 | 1月 | 4日 | 第101回委員会 |
| 8年 | 1月 | 21日 | 第102回委員会(補助金一次審査) |
| 8年 | 3月 | 1日 | 第103回委員会(補助金二次審査) |

令和8年 5月 第104回委員会 ←R9以降の補助金制度について意見をまとめる